

「大河津可動堰特定構造物改築事業監理委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を「大河津可動堰特定構造物改築事業監理委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、大河津可動堰特定構造物改築事業における適切な事業執行の観点から、事業費、工程等の事業監理について、学識経験者等の第三者から意見・助言を得るために設置し、もって事業の適正な執行に資することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議を行い、事務所に意見・助言を行う。

- 一 事業監理（事業費、工程等）の実施状況
- 二 コスト縮減の取組み状況
- 三 その他委員会が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は北陸地方整備局信濃川河川事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、大河津可動堰特定構造物改築事業の完成までとする。
- 4 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、事務所長が招集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成20年9月12日より施行する。

【別 表】

大河津可動堰特定構造物改築事業監理委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属・役 職	分 野
西澤 輝泰	新潟大学 名誉教授	経 済
細山田 得三	長岡技術科学大学 環境・建設系 准教授	河川工学
丸井 英明	新潟大学 災害復興科学センター 教授	防 災